

# 京都市総合事業(生活支援型ヘルプサービス) サービスコード表

訪問型サービス(基準緩和)

サービス名称:生活支援型ヘルプサービス

サービス種別コード:A2(訪問型サービス(独自))

【令和6年6月改定版】

サービスコード	サービス内容(略称)		算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1121	生活支援型ヘルプサービスⅠ	イ 生活支援型ヘルプサービス費(Ⅰ)	要支援1・要支援2・事業対象者 週1回程度	987 単位	987
A2	1221	生活支援型ヘルプサービスⅡ	ロ 生活支援型ヘルプサービス費(Ⅱ)	要支援1・要支援2・事業対象者 週2回程度	1,972 単位	1,972
A2	1331	生活支援型ヘルプサービスⅢ	ハ 生活支援型ヘルプサービス費(Ⅲ)	要支援2 週2回超	3,129 単位	3,129
A2	2421	生活支援型ヘルプサービスⅣ	ニ 生活支援型ヘルプサービス費(Ⅳ)	要支援1・要支援2・事業対象者 複数種類利用	220 単位	220
A2	C221	生活支援型ヘルプ高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援1・要支援2・事業対象者 週1回程度	10 単位減算	-10
A2	C222	生活支援型ヘルプ高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		要支援1・要支援2・事業対象者 週2回程度	20 単位減算	-20
A2	C224	生活支援型ヘルプ高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ		要支援2 週2回超	31 単位減算	-31
A2	C226	生活支援型ヘルプ高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅳ		要支援1・要支援2・事業対象者 複数種類利用	2 単位減算	-2
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	
A2	6003	訪問型サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	訪問型サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算・回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算・回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算・回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4011	生活支援型ヘルプ初回加算	ホ 初回加算		200単位加算	200
A2	4013	生活支援型ヘルプ生活機能向上連携加算Ⅰ	ヘ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4012	生活支援型ヘルプ生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6112	生活支援型ヘルプ口腔連携強化加算	ト 口腔連携強化加算		50単位加算	50
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算	
A2	6381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算	
A2	6382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算	
A2	6383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算	
A2	6384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ4		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算	
A2	6385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ5		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算	
A2	6386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ6		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ7		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ8		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算	
A2	6389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ9		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算	
A2	6390	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ10		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算	
A2	6391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ11	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算		
A2	6392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ12	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算		
A2	6393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ13	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6394	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ14	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算		

【日割の場合】

サービスコード	サービス内容(略称)		算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	2121	生活支援型ヘルプサービスⅠ・日割	イ 生活支援型ヘルプサービス費(Ⅰ)	要支援1・要支援2・事業対象者 週1回程度	32 単位	32
A2	2221	生活支援型ヘルプサービスⅡ・日割	ロ 生活支援型ヘルプサービス費(Ⅱ)	要支援1・要支援2・事業対象者 週2回程度	65 単位	65
A2	2331	生活支援型ヘルプサービスⅢ・日割	ハ 生活支援型ヘルプサービス費(Ⅲ)	要支援2 週2回超	103 単位	103
A2	C230	生活支援型ヘルプ高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ・日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援1・要支援2・事業対象者 週1回程度	1 単位減算	-1
A2	C223	生活支援型ヘルプ高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ・日割		要支援1・要支援2・事業対象者 週2回程度	1 単位減算	-1
A2	C225	生活支援型ヘルプ高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ・日割		要支援2 週2回超	1 単位減算	-1
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算・日割	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算・日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	